

川崎市立菅小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度学校経営方針

<p>【かわさき教育プラン】 <くめざすもの> 一人ひとりが輝き、共に未来をつくる <みんなと共有したい価値観> 一歩踏み出す 自分の幸せ みんなの豊かさ 多様性を可能性へ</p>	<p>【教育振興基本計画】 ・持続可能な社会の作り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上</p>	<p>【各種全体計画】 ・人権尊重教育 ・道徳教育 ・キャリア在り方生き方教育 ・いじめ防止基本方針 等</p>
--	--	--

学校教育目標

笑顔いっぱい 学びいっぱい 夢いっぱい

学校経営方針

学びを、まん中に 子どもを、まん中に			
<p>豊かな心の育成 多様性を尊重し、一人ひとりが自分らしくいられる学校・学級づくり</p>	<p>子ども主体の学びの推進 主体的・対話的で深い学びの実践 探究的な学びの充実</p>	<p>健やかな体の育成 主体的に学校生活に関わり、心身ともに健やかに生きる力の育成</p>	<p>地域と学校の連携・協働 学校、家庭、地域が相互に協力、連携し、よりよい学校・地域づくり</p>

めざす子どもの姿

明るく思いやりのある子	進んで考える子	健康でたくましい子	地域に学び地域とふれあう子
-------------	---------	-----------	---------------

今年度の重点目標

<ul style="list-style-type: none"> ・安心して過ごすことのできる温かい居場所づくり ・いじめをしない、許さない人権尊重教育の推進 ・子どもたちの創意を生かした自主的、自治的活動の充実 ・自己肯定感、自己有用感の醸成 ・すべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育の推進 ・教育的ニーズのあるすべての子どもたちを対象とした学習環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「探究的な学び」を通した「楽しい」「わかる」授業の実践 ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ・豊かな心を育み、地域の特性を生かした体験活動の更なる推進 ・ICT環境を効果的に活用し、情報活用能力(情報モラルを含む)の育成を図る ・計画的・系統的な「キャリア在り方生き方」教育の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主体的に取り組むことのできる学校行事の充実 ・自身の心身の健康への意識の向上と相談体制の強化 ・計画的な「食育」「健康教育」の充実と運動機会の確保による体力向上 ・危機管理体制の整備と危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進 ・多様な地域素材(人材や物的資源等)をいかした、持続可能な教育活動の推進 ・小中9年間の学びの連続性を確保した教育活動の推進 ・自己研鑽に努め学び続ける教職員の育成 ・働きやすい、働きがいのある職場環境づくり
--	--	---	--

具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・共生*共育プログラムや「SOSの出し方受け止め方教育」等を行い、道徳での学習のいかしながら、多様性を認め合い、支持的風土のある学級づくりに努める。 ・人権尊重教育の充実を図り、教育活動全体を通して推進する。児童、教職員ともに人権に関する意識、態度、実践力を高め、いじめ・不登校の未然防止等に努める。 ・児童の発想や創意に基づいた係活動や当番活動、委員会・クラブ活動、児童会活動の充実を図り、自主性、自律性、協力性、自尊感情等の育成を図る。 ・学校教育目標のもと各学年、学級目標を設定し、その実現のために、学級活動の充実を図る。学級の一員としての所属感をもち、役に 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研究(国語)の充実を図り、各教科での「探求的な学び」の実現をめざす。主体的に学習に取り組むことができるような授業づくりに取り組み授業力向上に努める。 ・児童の特性に応じ、多様な学び方を工夫する。かかわり合いの中で協働的に学ぶ授業づくりに努める。 ・「深い学び」につながる体験活動の充実を図る。地域素材や児童の興味関心に対応した単元づくりを行い、各教科等との関連を図りながら横断的なカリキュラムマネジメントを工夫する。 ・ICT環境を効果的に活用し、児童の情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するとともに、「主体的・対話 	<ul style="list-style-type: none"> ・各行事において協働して取り組むことにより、望ましい人間関係や所属感を高める。学校生活をよりよくしていこうと主体的に取り組む意識をもつことができるような行事運営に努める。 ・計画的に保健教育等を行い、自身の身体と心の健康について理解し、健康な生活を実践する力を育む。 ・体育学習や体育的行事、「キラキラタイム」等を通して、体を動かす機会の確保と食育、保健教育による健康的な生活への理解に努め、体力の向上と運動習慣の形成を図る。 ・危機管理マニュアルに基づき、学校の危機管理体制を整えるとともに、防犯・防災訓練の実施、交通安全教 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観や懇談会、面談、学校行事への参加等を通して学校へ来ていただく機会を設けるとともに、各種便り、学校Web等での情報発信、情報共有に努める。「地域とともにある学校づくり」に向けて、保護者、学校運営協議会や地域教育会議、PTA活動、菅の寺子屋等との連携を図る。 ・地域素材をいかした学習活動や地域行事との連携を通して、自分たちが住む「菅の町」への理解と愛着を深める。 ・小中の連携を図り、菅中学校との間で学習内容や地域資源等の情報を共有し、生活、総合的な学習の時間を中心にカリキュラムづくりや学習内容に活用することで、発達段階に応じた授業
---	--	--	---

<p>立っていると実感することで自己肯定感、自己有用感を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な児童や外国につながるの児童が共に教室で学び、学校生活を送ることができるよう、一人ひとりのアイデンティティを大切にされた適応支援や日本語指導等に努める。 ・異学年のふれあい活動を通して、役割分担、リーダーシップ等を経験する。 	<p>的で深い学び」の実現に向けた多様性を踏まえた授業改善を継続・発展させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教科・領域において、資質・能力の育成と「キャリア在り方・生き方教育」を連携させて推進を図る。 	<p>室の実施等を通して、児童が「自らの安全を守る」力を養う。</p>	<p>づくりを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信頼される教職員であるために常に規範意識をもち、スキルアップをめざして自己研鑽に努める。協働して学校運営、学年・学級経営、授業改善等を行う意識を高める。 ・教職員一人ひとりが自身の働き方について意識し、アイデアを出し合いながら業務改善に努める。学校運営への参画意識を高め、働きがいを感じられる環境を構築する。
--	--	-------------------------------------	--

取組の方法

<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつの習慣化 ・「SOSの出し方受け止め方教育」 ・教育相談体制の構築 ・「学校いじめ防止基本方針」に基づいた防止対策 ・学校生活アンケートの実施（6月11月） ・人権尊重教育（プログラム） ・かわさき共生＊共育プログラムの推進 ・効果測定の活用 ・道徳教育の推進 ・クラブ活動、委員会活動の充実 ・学級経営の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研究（国語） ・かわさき探究2.0 ・校内研修・校外研修への参加 ・学力学習状況調査 ・カリキュラムマネジメント ・ユニバーサルデザインの授業 ・個に応じた指導 支援 ・交換授業 専科指導 ・少人数指導（2年算数） ・GIGA スクール構想の推進 ・地域の教育力の活用 ・キャリア在り方生き方教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が活躍する学校行事 ・「キラキラタイム」、休み時間、放課後遊びの充実 ・養護教諭、栄養教諭と連携した保健教育、食育の実施 ・体育専科によるカリキュラム作成・実践 ・危機管理マニュアル計画的な避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種たより、学校 Web 等による情報発信 ・学校教育ボランティアの活用 ・学校運営協議会、地域教育会議、寺子屋 ・菅中学校との連携、カリキュラム作成 ・学校評価 ・協働的な学校運営 ・学び続ける教師 ・働き方・仕事の進め方改革の推進
--	--	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解

決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするので、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

<p>いじめ防止対策委員会</p> <p>校長、教頭、総括教諭、教務主任、支援教育CO、学年主任</p>
<p>必要に応じて参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭 ・道徳主任 ・スクールカウンセラー（巡回） ・スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育 Co）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）

1年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）	2年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）	4年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
5年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）	6年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 Co）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育 Co）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認、構成員の確認・役割分担、年間指導計画確認 ・学級作り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての共通理解 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について(年間6回実施) ・効果測定について(年間3回実施) ・学校説明会、学年懇談会にて、いじめ防止対策について説明 ・特別支援学級児童理解全体会、児童理解全体会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・個人面談の実施 <p>【いじめ重大事態に対する平時からの備え点検票】への取り組み</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・結果を受けての対応について ・情報モラル教育の実施 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取り組み</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・「夏休みの過ごし方」指導
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集の計画(代表委員会) ・人権尊重教育授業プログラムへの取り組み ・個人面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集の実施(代表委員会)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOS出し方・受け止め方教室の実施 ・個人面談(希望制)の実施 ・「冬休みの過ごし方」指導
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校評価アンケートの実施、考察
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校報告会、学校運営協議会にて、「学校評価アンケートの結果と考察」報告 <p>【学校体制振り返り月間】の取り組み</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・「春休みの過ごし方」指導

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会
- ・菅っ子朝会
- ・入学おめでとう集会
- ・ありがとう6年生の会

[交流活動の活性化]

- ・委員会活動
 - ハッピーふれあい委員会(高齢者施設訪問)
 - ぐんぐん植物委員会(緑の羽募金)
 - マナーアップ委員会(安全な行動の呼びかけ)
 - 体力アップ委員会(イベント企画)
 - プロジェクト委員会(あいさつ運動) 等
- ・小中連携授業参観
- ・父母と先生の会主催「すげフェス」の実施
- ・地域教育会議主催「子ども会議」の実施

[啓発活動]

- ・「菅小で考えるいじめとは」のクラス掲示、指導
- ・いじめ防止標語の募集

保護者の取組 (PTA 活動)

- ・校外委員による見守り活動
- ・図書ボランティア活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動